

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和6年度河内長野市地域福祉推進協議会
2 開催日時	令和6年12月13日(金) 10:00～12:00
3 開催場所	河内長野市役所5階 501会議室
4 会議の概要	1. 会長・副会長の選出について 2. 第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画 令和5年度の実施状況及び評価について 3. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画 策定に向けて
5 公開・非公開の別	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	福祉部 地域福祉高齢課 (内線 165)
8 その他	

令和6年度 河内長野市地域福祉推進協議会 会議録(要旨)

■日時・出席者等

日 時：令和6年12月13日(金)10:00～12:00

場 所：河内長野市役所5階 501会議室

出席者：委員(敬称略) 船本 淑恵(大阪大谷大学教授)

本田 和隆(大阪千代田短期大学准教授)

玉崎 和実(河内長野市社会福祉協議会)

吉田 妙子(河内長野市民生委員児童委員協議会)

池田 敏彦(河内長野市地区(校区)福祉委員会委員長連絡会)

御前 敏一(河内長野市身体障害者福祉会)

山田 昭儀(河内長野市老人クラブ連合会)

西端 恵子(河内長野市人権協会)

沢田 浩一(河内長野・大阪狭山地区保護司会河内長野支部副支部長)

事務局 阪本 英之(河内長野市福祉部長)

新井 聡(河内長野市福祉部地域福祉高齢課長)

浦田 尚代(河内長野市福祉部地域福祉高齢課長補佐)

森路 千洋子(河内長野市福祉部地域福祉高齢課副主査)

奥村 美彩子(河内長野市福祉部地域福祉高齢課係員)

土橋 崇之(河内長野市社会福祉協議会相談支援課長)

神谷 佳明(河内長野市社会福祉協議会地域福祉課長)

井口 裕美(河内長野市社会福祉協議会相談支援係長)

安井 夕稀(河内長野市社会福祉協議会地域福祉推進係長)

■会議録(要旨)

開 会(司会：地域福祉高齢課長)

- ・出席数確認(9名)→過半数で会議成立
- ・阪本福祉部長あいさつ
- ・委員紹介

案 件

1. 会長・副会長の選出について

(会長・副会長未選出のため、案件1の会長、副会長の選出までは司会が進行し、それ以降は船本副会長が進行。)

- ・会長、副会長の選出について互選である旨説明。立候補・推薦がなく、事務局一任の声があったため、会長に松端氏を、副会長に船本氏、本田氏をと提案し、全会一致で承認された。

案件 2. 第 4 次地域福祉計画・第 3 次地域福祉活動計画
令和 5 年度の取り組み状況及び評価について

＜資料 1 参照＞

副会長	案件 2 について事務局より説明を。
事務局	案件 2 について資料 1 に基づき説明。
副会長	それでは、評価についてご質問ご意見をいただきたい。
委員	評価については全て「B」となっているが、障がい福祉分野においては、実感としてそこまで至っていないと感じている。それぞれの立場において、より良い環境で生活できるようにしてほしい。
副会長	各取組の中でB評価に至らない部分もあると思うが、評価については、4つの施策の方向性という大きな枠組みでの総合評価となっている。これから委員間で意見交換をさせていただいて、評価を決めていきたい。
委員	高齢者のスマホ所有率は年々高くなってきている。健康づくりや認知症予防、孤立防止につながる高齢者向けスマホ教室は今後もぜひ続けていただきたい。
委員	令和 5 年度実施状況に「福祉学習サポーターを小中高等学校へ紹介した」とあるが、紹介だけでなく、実際に各学校で福祉学習を実施している。防災教育も各学校で進んできており、避難訓練だけでなく、様々な活動を行っている。また、令和 5 年度から小学生を対象に防災キャンプを実施している。これらの取組について、何らかの形で掲載していただければと思う。
事務局	担当課に確認し、掲載できる分については追記する。
委員	世代間交流について、福祉委員会が各小学校に行って様々な交流活動を行っている。次年度以降可能であれば掲載していただければと思う。
委員	「ほっとかへん」（概要版冊子）について、どういう方を対象に渡しているのか。わかりやすい冊子なので、できるだけ多くの人の手に渡ればと思う。
事務局 (社協)	福祉委員や民生委員、福祉の支援員等に渡している。 現状全世帯配布はできていないが、市内世帯数に近い数を作成し、ほぼ配布済みである。
副会長	支援者から必要な方に紹介ができればそこからつながりが生まれる。 このような冊子を配布する際には都度関係する方に共有していくことが大切である。
委員	総合評価になるので仕方がないかもしれないが、市内でも地域差があり、同じ地域の中でも出来ていない地区がある。そのような地域・地区の現状を把握し、市の支援のもとで底上げを図るという視点が必要ではないかと思う。
副会長	河内長野市も広いので、地区ごとに様相が違う。大変な地域ほど活動してくれる人が見つからないという現状もある。地区別校区別の区切りはあるが、どのようにつないでいって、一緒に支援できる道をつくっていくのかという点が大事。 様々なご意見等いただいたが、令和 5 年度評価については、どうするか。
委員	前年度から悪くなっているわけではないので、B評価とせざるを得ない。

副会長	各委員からご意見あったように、まだまだ課題があるところ、表紙（１ページ）を目にした時に、「Ｂ評価」＝「全て順調」という風に見えてしまう。課題を見えやすい形で掲載してはどうか。 評価はそれぞれ「Ｂ」とし、課題については、１ページに評価の特記事項として入れるか、もしくは評価の文面の中で追記するか、いずれかで対応することとし、文言も含めて事務局に一任するという事でよろしいか。
委員	異議なし

案件３．第５次地域福祉計画・第４次地域福祉活動計画策定に向けて

＜資料２＞参照

副会長	案件３について事務局より説明を。
事務局	案件３について資料２に基づき説明
副会長	それでは、次期計画についてご意見をいただきたい。
委員	「地域福祉の担い手づくり」の項目がなくなったのはなぜか。
事務局	資料２には文言として出ていないが、必要性については認識しており、「つながり広がる地域社会」の中に項目として入れる予定である。 今後、資料に見える形で掲載するか検討する。
委員	「ほっとかへん」というタイトルについて、素晴らしい言葉だと思うが、当事者としてはそっとしておいてほしい時もある。
副会長	学校で福祉教育を受けているから、困っている人がいたら支援しようという人が増えている。それが時には過剰になってしまうこともある。 支援が必要かどうかの声かけ等について周知するには、地道な福祉教育、啓発活動が大事。
委員	「ほっとかへん」に「そばに住んでいるのはどんな人？」とあるが、見守り訪問を行う中で、どこにどれだけ支援が必要な人が住んでいるかがわからず、対応に苦慮している。
委員	自治会の集まりや老人会などに出席し、情報を集めるのも一つであるし、地区民生委員間の情報共有も重要である。
委員	無縁社会の中で自治会や老人会に所属しない住民が多い。多くの民生委員や福祉委員は、個人情報保護しながら広くつながり作りを進めることに、多くの時間を割いている。担い手を増やすにあたってはこの点が課題と考えている。市が医療機関等から情報を収集し民生委員に提供するような仕組みが必要と考える。
副会長	民生委員はボランティアであり、責任感を持って取り組まれているのはとても有難いことである。ただ、民生委員で全てを把握する必要はなく、対応できないことがあれば地区民生委員や社協、市と共有すべき。 次の計画において、これらの課題を「担い手づくり」の部分でどう盛り込んでいくか検討が必要である。

案件４．その他（意見交換等）

副会長	せっかく様々な団体からお集まりいただいているので、情報発信・共有などあればこの場でどうぞ。
委員	意見なし。

- ・事務局から事務連絡（会議録の公表のお知らせ等。）

閉 会

(終)

1. 会長・副会長の選出について

3. 第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定に向けて

4. その他

河内長野市第4次地域福祉計画 河内長野市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画

令和 5 年度実績

基本理念

誰もがともに生き、つながり、支えあう、人の温もりが感じられるまち、かわちながの
～地域共生社会の実現に向けたまちづくり～

◆施策の方向性と展開

施策の方向

I 地域福祉の担い手づくり		(1) 福祉と人権尊重に関する意識醸成 (2) 地域福祉活動の担い手育成と資質の向上	
評価	B	コロナ禍で休止していた地域福祉活動がおおむね回復し、負担軽減のためのIT活用も進んでいる。	
		課題	地域福祉の担い手が固定している。 活動継続に負担感がある人も一定数存在する。
II 支えあいの地域づくり		(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進 (2) 多様な地域交流の促進 (3) 地域における支えあい体制の構築	
評価	B	生活支援や移動支援、居場所づくりなどの活動が少しずつ増えてきており、地域の支え合い活動が広がってきている。	
		課題	活動の立ち上げだけでなく、安定して継続できるような支援が必要。
III 地域を支える基盤づくり		(1) 包括的支援体制の整備 (2) 権利擁護の推進	
評価	B	令和6年度からの重層的支援体制整備事業の本格稼働に向けて、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し体制の整備を進めた。また、令和6年度4月の中核機関(後見支援センター)開設に向けて、関係機関と体制づくりに関するワーキングや開設準備会を実施した。	
		課題	多機関協働の取り組みの中で、連携は進んできたものの、さらなるつながりが必要。 後見支援センターを中心に専門職の連携を進めていく必要がある。
IV 安全・安心な暮らしを守る環境づくり		(1) 災害時・緊急時対策の推進 (2) 防犯対策の推進	
評価	B	地域防災リーダーの育成が少しずつ進み、市民全体の災害に対する防災・減災への意識が高まってきている。 また、個別避難計画の策定に向けて市内での情報共有を図った。	
		課題	個別避難計画策定に向けた具体的な方策が必要である。
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない	

◆小学校区ごとの地域福祉活動目標について

総括	地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる場として、小学校区ごとにワークショップを開催した。(全小学校区で実施) ワークショップにおいては、「住民主体」で地域福祉を推進するための意見交換が行われ、地域福祉の担い手や後継者の不足、活動に対する不満や個人情報の取り扱いなどの課題や、今後進めていきたいことなどの共有ができた。 同じ空間に地域住民が集まり、課題の共有ができたことは大変意義のあることで、すぐに課題の解決につながらずとも積み重ねていくことで、新たな展開への足掛かりになることを期待する。
----	---

I 地域福祉の担い手づくり	(1)福祉と人権尊重に関する意識醸成 (2)地域福祉活動の担い手育成と資質の向上
----------------------	---

誰もがともに生き、つながり、支えあう地域づくりを進めるためには、市民の一人ひとりが地域の生活課題を認識・共有し、自分にできることを考え、行動していくことが大切です。また、それぞれの地域の中で、多様な支援活動の担い手となる市民の存在が、地域福祉推進の原動力となります。

そのため、子どもの頃からの福祉・人権教育やライフステージに応じた多様な教育機会を提供することで、生涯にわたる地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

また、住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、日常生活支援の担い手である医療・介護・福祉等の専門職の資質の向上と連携を図るとともに、誰もが地域福祉活動に幅広く参画することをめざし広報の充実や参加のきっかけづくりを進めます。

●基本施策ごとの実施状況

(1)福祉と人権尊重に関する意識醸成				
誰もが地域の福祉課題に関心を持ち、福祉と人権の意識を身につけられるよう子どもの頃から様々な機会や方法により意識啓発や教育を推進します。				
①人権尊重に関する意識醸成				
	主な取組	令和5年度実施状況	担当課	
	人権啓発の推進	・「人権を考える市民の集い(講演会・映画上映)」を開催し、人権意識の啓発・高揚を図った。(参加者118人→145人)※ ・「人権講演会(映画上映・監督トークショー)」を実施した。(参加者151人)※ ・「職員人権研修 (web研修含む)」を実施した。(参加者計685人→814人)	人権推進課	
②地域における福祉教育の推進				
	主な取組	令和5年度実施状況	担当課	
	地域福祉活動に関する啓発	・くろまる塾でのボランティアの育成や福祉活動に関する講座を実施した。 ・地区(校区)福祉委員会で福祉に関する各種講座を実施した。	社会教育課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
	学校における福祉教育の推進	・福祉学習サポーターを小中高等学校へ紹介し、各学校で福祉学習を実施した。(調整・紹介47件→33件) ・認知症キッズサポーター講座を実施した。(34人→52人受講)	地域福祉高齢課 社会福祉協議会 学校教育課	
	地域における福祉学習の推進	・福祉委員等へのスキルアップ事業として講習会等を実施した。(参加者計96人→30人) ・各種ボランティア講座を実施した。 ・ボランティア体験プログラムを実施した。(参加者151人→317人) ・認知症サポーター養成講座を実施した。(266人→257人受講) ・団体向けスマホ講座を開催した。(参加者のべ341人)	自治協働課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
参考指標	認知症サポーター数	R4	R5	目標値(R7)
		12,878人	13,135人	12,000人

※()内の数値は、(令和4年度実績値→令和5年度実績値)または(令和5年度実績値)

(2)地域福祉活動の担い手育成と資質の向上				
地域住民が主体となる日常生活支援などのボランティア活動を推進し、地域における幅広い支援の担い手づくりに取り組みます。 また、地域において、個別支援や地域課題の解決に向けた活動を行うCSWを配置するとともに、安心した日常生活の支えとなる医療・介護分野の多職種専門職の資質向上と相互の連携体制の構築を推進します。				
①市民ボランティア養成				
主な取組		令和5年度実施状況		担当課
ボランティア活動のきっかけづくり		・ボランティア・市民活動センターにおいて、市民公益活動や地域活動に関する情報提供やガイドブックの作成・配布を行った。 ・各種ボランティア講座を実施した。 ・ボランティア連絡会交流会を実施した。(参加者27人→26人) ・ボランティア体験プログラムを実施した。(参加者151人→317人) ・認知症サポーター養成講座を実施した。(266人→257人受講)		自治協働課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
幅広い人材の参画促進		・学生に福祉活動に興味を持ってもらえるよう民生委員見える化プロジェクトを実施した。(学生4人→1人参加)		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
参考指標	地域のまちづくり活動への参加状況	R4	R5	目標値(R7)
		40.7%	44.5%	52.0%
②専門職の活動支援と資質向上				
主な取組		令和5年度実施状況		担当課
CSWの配置		・CSW8人を配置した。(相談件数1,661件→2,095件)		地域福祉高齢課
専門職の資質向上		・多機関協働事業を実施し、複雑・複合化した課題を抱える事例に対し、関係機関の円滑な連携を図った。 ・地域パートナー、生活支援コーディネーター、CSWとして活動した内容の情報共有などを目的に地域パートナー会議を実施した。(毎月開催)		地域福祉高齢課 社会福祉協議会

●施策の方向の評価

●実施の方向性の評価

評価年度	評価	B	コロナ禍で休止していた地域福祉活動がおおむね回復し、負担軽減のためのIT活用も進んでいる。		
	課題	・地域福祉の担い手が固定している。 ・活動継続に負担感がある人も一定数存在する。		方向性	・これまで福祉に興味のなかった人、事業者等を活動に巻き込む。 ・負担軽減のため、引き続きIT活用を進める。
参考・前年度	評価	B	コロナ禍からの脱却の兆しが見え、地域活動への参加の機会が増えてきた。また、新たな担い手確保や新たな取り組みに向け、IT活用も少しずつ始まっている。		
	課題	・より効果的な情報周知・啓発方法を検討する必要がある。 ・情報を受け取る側もITを活用できる方法を検討する必要がある。		方向性	・地域福祉の担い手の負担軽減のため、ITを活用した発信や講座の開催などの取り組みを進める。
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない			

Ⅱ 支えあいの地域づくり	(1) 多様な主体による地域福祉活動の推進 (2) 多様な地域交流の促進 (3) 地域における支えあい体制の構築
--------------	--

これまで社会福祉協議会をはじめとした関係団体、支援専門機関、地域住民や幅広い福祉関係者の連携により、時代の変化と地域の状況に対応した福祉サービス、福祉活動の充実を進めてきており、これらは本市における地域福祉の土台として今後も維持・継続・発展させていくことが重要です。
地区(校区)福祉委員会、民生委員児童委員協議会などの活動や幅広い分野のボランティア活動に対する支援を行い、地域の中で様々な地域福祉活動が活発に行われるよう推進していきます。
また、これらの多様な活動団体同士や住民個人、企業や商店、学生などの連携による地域福祉活動を推進し、地域における支えあいネットワークの構築をめざします。

●基本施策ごとの実施状況

(1)多様な主体による地域福祉活動の推進					
身近な地域において地区(校区)福祉委員会や民生委員児童委員協議会、自治会、地域まちづくり協議会、老人クラブなどが、声掛け、・見守り活動やサロン、世代間交流の食事会など様々な地域福祉活動展開しています。こうした地域に根付いた活動に支援を行うことで、身近な支えあい活動を推進します。					
①地域活動団体の支援					
主な取組		令和5年度実施状況		担当課	
地域活動団体の支援		・自治会、地域まちづくり協議会、地区(校区)福祉委員会、老人クラブ、青少年健全育成協議会など、地域で活動する団体を支援した。 ・【Ⅰ-(1)-②再掲】団体向けスマホ講座を開催した。(参加者のべ341人)		自治協働課 地域福祉高齢課 社会教育課	
民生委員・児童委員の定員充足		・民生委員一斉改選により、新任民生委員が増えたため、研修会等を実施した。 ・民生委員協力員について、新任委員のフォローだけでなく、次期委員の候補として活動できるよう役割の拡大を図った。		地域福祉高齢課	
地区(校区)福祉委員会の活動支援		・誰もが地域で安心して暮らせるよう地区(校区)福祉委員会による地域福祉活動を支援した。		地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
民生委員・児童委員の活動支援		・地域の身近な相談員である民生委員・児童委員による活動を支援した。		地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
参考指標	民生委員・児童委員の充足率	R4	R5	目標値(R7)	
		91.6	90.4	95.0	
②ボランティアなど市民活動の推進					
主な取組		令和5年度実施状況		担当課	
ボランティア活動の充実		・市民公益活動や地域活動を促進するための情報提供や講座の開催、団体同士の連携や交流促進の場として「つながりフェスタ」などを開催した。		自治協働課 社会福祉協議会	
住民主体の支えあい活動の促進・支援		・生活支援コーディネーターが、各地域で展開されている支え合い活動を支援した。(13人→13人) ・住民主体の生活支援活動に対する補助制度により、活動の開始・継続しやすい環境を整えた。(4団体→5団体申請)		地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
中間支援機能の充実		・ボランティア・市民活動センターとボランティアセンターがより連携し、新たなニーズに対応していける体制を整え、これまで以上に団体間の交流や連携が進んだ。		自治協働課 社会福祉協議会	
NPO法人の認可		・NPO法人立ち上げに関する相談や法人格取得等の申請を受付した。		自治協働課	
市民公益活動支援基金の運用		・マッチング・ギフト型の市民公益活動支援基金を適正に運営し、市民公益活動の推進に寄与した。		自治協働課	
ボランティア活動の支援		・社会福祉施設と地域との連携を図るため、福祉学習での講師を施設職員が実施した。また、地域と社会福祉法人が連携した移動支援活動の支援をした。		社会福祉協議会	

③多様な活動主体のネットワークづくり			
主な取組	令和5年度実施状況	担当課	
活動主体間のネットワークづくり	・協議体活動において情報共有や検討・協議を重ね、生活支援・移動支援の仕組みや居場所づくりの拡充につなげた。 ・テーマ型サロン「ほっとかへん」で専門職と地域の支援者が社会的孤立をテーマに意見交換をすることで、スキルアップとネットワークづくりを図った。(2回→1回開催)	地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
社会福祉法人や企業、商店等との連携による地域福祉活動の促進	・社会福祉法人や民間企業と地域とが連携して実施している移動支援活動の支援を行った。 ・高齢者向けスマホ教室等が実施できるよう民間と調整を行った。	地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
学生等との連携促進	・学生に福祉活動に興味を持ってもらえるよう民生委員見える化プロジェクトを実施した。(学生4人→1人参加)	地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
(2)多様な地域交流の促進			
身近な地域において誰もが気軽に集い、交流し、地域福祉活動を実践していく機会や場づくりを進めます。また、地域の中で多様な交流を促進するため、既存施設の有効活用や学校開放、民間事業者との連携を強化し交流拠点の確保を図ります。			
①地域活動の拠点づくり			
主な取組	令和5年度実施状況	担当課	
身近な地域での交流の場づくり	・地域で実施している居場所づくりを支援した(居場所15箇所→18箇所※福祉委員会のサロンを除く) ・地域コミュニティの拠点である自治会集会所の新築・改修等に対して補助を行った。(20件→26件)	自治協働課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
地域福祉拠点機能の充実	・「地域まちづくり支援拠点」を中心に、住民・NPO・事業者・教育機関など多様な担い手の連携を促進し、健康づくりや子育て支援など、地域課題を解決し、生活の質を高める多様な取り組みを行った。(多目的スペース利用者12,914人→11,829人)	自治協働課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
②世代を超えた交流機会の促進			
主な取組	令和5年度実施状況	担当課	
コミュニティ活動の促進	・自治会ハンドブックやHPによる情報提供、補助制度による活動支援、自治会交流会の実施、電子回覧板等地域交流アプリの活用促進など地域活動の活性化につなげた。(自治会加入率65.0%→63.1%) ・次の世代を担う学生や子どもたちを地域活動に巻き込むきっかけづくりとして「ぼうさいキャンプ」を実施し、防災意識だけでなく、地域活動への意識が高まった。	自治協働課 社会福祉協議会	
世代間交流の促進	・地域のボランティア団体等の協力を得て、工作教室等の放課後子ども教室を実施した。(13小学校・68回→138回)	社会教育課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会	
地域の子育て支援の充実	・地域での孤立防止の一助として、赤ちゃんつながり訪問による主任児童委員と親子が出会う機会を作った。(訪問数138件→115件) ・地域の子育て支援者に向けて、子育てサロンの実施状況の確認や地域での困りごとの把握などに努めた。	こども子育て課 社会福祉協議会	
障がい者との交流の促進	・ピアカウンセラーが新任福祉委員・協力員研修会に参加し、福祉委員の障がい者への理解を深めた。	障がい福祉課 社会福祉協議会	

(3)地域における支えあい体制の構築				
誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、生活課題を早期に把握し地域で様々な相談を包括的に受け止め、解決を試みることができる環境整備や体制の構築を進めます。				
①課題を解決できる場づくり				
主な取組		令和5年度実施状況		担当課
【重点施策】 地域づくりに向けた支援		・地域パートナーを配置し、地域で課題を共有できる場として地域ワークショップなどを開催した。(13校区) ・民生委員を中心に地域ごとに「みじかサロン」を開催、地域で困りごとを受け止める体制づくりに努めた。(13カ所→13カ所)		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
【重点施策】 地域課題を解決する場の運営		・【Ⅱ-(1)-③再掲】テーマ型サロン「ほっとかへん」で専門職と地域の支援者が社会的孤立をテーマに意見交換をすることで、スキルアップとネットワークづくりを図った。(2回開催→1回開催) ・第1層協議体で、移動支援や生活支援をテーマに情報共有・検討する場を設け、地域での支え合い活動の推進に努めた。(7回→5回) ・多機関協働事業で取り扱ったケースについて、各分野の相談支援員で共有し、共通課題の抽出、解決を図る場として「レビュー会議」を開催した。		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
参考指標	小学校区ごとの協議体設置数	R4	R5	目標値(R7)
		13	13	13

●施策の方向の評価

評価年度	評価	B	生活支援や移動支援、居場所づくりなどの活動が少しずつ増えてきており、地域の支え合い活動が広がってきている。		
	課題	・活動の立ち上げだけでなく、安定して継続できるような支援が必要。		方向性	・活動に対する補助制度の充実を検討する。
参考・前年度	評価	B	対面による見守り活動が戻りつつあり、加えて電話など新たな手法の見守り活動が見られた。また、生活支援や移動支援などの新たな支え合い活動を始める地域が増えてきている。		
	課題	・生活支援や移動支援など、地域における支え合い活動促進に向けた支援の充実が必要。		方向性	・引き続き地域における活動の継続や支援策の充実を図っていく。
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない			

Ⅲ 地域を支える基盤づくり	(1) 包括的支援体制の整備 (2) 権利擁護の推進
誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、高齢や障がい、子育て、貧困など分野を問わない断らない相談窓口や支援専門機関の整備が必要です。 さらに、支援が必要な人に必要な相談やサービスが行き届くよう地域と連携した発見・対応の仕組みづくりが重要です。 より複雑化・複合化する地域課題や生活課題に対応し、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、各支援専門機関と地域活動団体との緊密なネットワークの構築に努め、地域生活を支える基盤づくりを進めます。	

● 基本施策ごとの実施状況

(1) 包括的支援体制の整備					
誰もが安心して暮らすことができるよう相談しやすい環境を整備するとともに、8050問題やダブルケアなど世帯が抱える複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」のニーズに対応するため、高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者等を支援する多様な相談窓口・支援専門機関等との連携・協働による包括的な支援体制の構築を進めます。					
① 包括的支援体制の整備					
主な取組		令和5年度実施状況		担当課	
情報発信の強化		・長寿ふれあいガイドブックや福祉の手引きなどを作成・配布し、高齢者や障がい者のサービスについて周知した。また、各課HPや広報紙において相談窓口や福祉サービスの周知をした。		福祉部局各課 相談支援担当各課	
自立に向けた支援の充実		・就労支援や住居確保支援など自立に向けた支援を実施した。 ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の相談や日常的な金銭管理などを実施した。		生活福祉課 障がい福祉課 産業観光課 都市計画課 社会福祉協議会	
地域包括ケアシステムの深化		・地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供できる地域づくりに努めた。		地域福祉高齢課	
【重点施策】 重層的支援体制構築に向けた多機関協働の仕組みづくり		・重層的支援体制整備事業実施に向けて、相談支援包括化推進員を2名配置し、個別ケース会議、連携研修会、レビュー会議、全体会を実施した。 ・令和6年度から令和7年度までを計画期間とする重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。		地域福祉高齢課	
各種相談事業の充実		・高齢、障がい、子育て、ひとり親、人権、教育、健康、就労、生活困窮、自殺対策、消費生活など各種相談事業を実施した。		地域福祉高齢課、障がい福祉課、こども子育て課、生活福祉課、人権推進課、学校教育課、健康推進課、自治協働課、産業観光課	
地域で相談を受け止める体制の支援		・【Ⅱ-(3)-①再掲】民生委員を中心に地域ごとに「みじかサロン」を開催、地域で困りごとを受け止める体制づくりに努めた。(13カ所→13カ所)		社会福祉協議会	
参考指標	相談支援包括化推進員の配置	R4	R5	目標値(R7)	
		配置済	配置済	配置済	
② 生活困窮者への支援と体制づくり					
主な取組		令和5年度実施状況		担当課	
生活困窮者支援の充実		・生活困窮者自立支援相談を実施し、ニーズにあわせて家計改善、学習支援、ひきこもり支援等の各種支援を実施した。また、必要に応じて関係機関へのつなぎを行った。(生活困窮者自立支援相談のべ1,819件→1,806件、家計改善のべ210件→179件、学習支援及び居場所づくり等のべ646件→619件、ひきこもり支援のべ244件→343件)		生活福祉課	
生活困窮者の自立に向けた支援		・生活の安定と自立を図るため就労支援を行い、10人→14人の就労につなげた。		生活福祉課 社会福祉協議会	

(2)権利擁護の推進				
認知症や障がいにより判断能力が十分でない状態であっても、日常生活上で不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるよう権利擁護の取り組みを推進します。 また、子ども、高齢者、障がい者などへの虐待、DV等の暴力を防止するため、相談窓口の周知や、大阪府、警察などの関係機関・団体と連携して、相談、支援体制の充実を図ります。				
①権利擁護の推進				
主な取組		令和5年度実施状況		担当課
【再掲】 人権啓発の推進		・「人権を考える市民の集い(講演会・映画上映)」を開催し、人権意識の啓発・高揚を図った。(参加者118人→145人) ・「人権講演会(映画上映・監督トークショー)」を実施した。(参加者151人) ・「職員人権研修 (web研修含む)」を実施した。(参加者計685人→814人)		人権推進課
虐待の防止		・要保護児童対策地域協議会で児童虐待の早期発見と防止のため、関係機関と連携し、見守り・支援の強化を図った。(児童虐待見守件数431件→405件) ・高齢者、障がい者への虐待を防止するため、地域包括支援センターやピアセンターなど支援専門機関と連携し適切な支援に努めた。		こども子育て課 地域福祉高齢課 障がい福祉課
DV等暴力の防止		・女性相談事業の実施や関係機関・支援者と情報共有を図るなど女性の人権擁護を実施した。 ・女性のための相談事業89回→84回(177相談のうちDV44相談→159相談のうちDV22相談)		人権推進課
孤立死や虐待防止等の見守り活動の促進		・地域住民や民間事業者と民生委員、CSWなどの支援者が連携し、地域における見守りを実施した。		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
②成年後見制度利用の促進【成年後見制度利用促進計画】				
主な取組		令和5年度実施状況		担当課
権利擁護の必要な人の発見・支援		・各種相談事業の中で、成年後見制度が必要な人を発見した場合に関係機関につなぐなど、適切な支援を実施した。		地域福祉高齢課 障がい福祉課 社会福祉協議会
早期の段階からの相談・対応体制の整備		・関係機関と連携し、「チーム」で協力して制度利用者支援するため、ワーキング会議等を実施した。		地域福祉高齢課 障がい福祉課
成年後見制度の相談・利用促進機能の充実		・令和6年度からの中核機関(後見支援センター)設置に向け、円滑な運営の準備や関係機関との連携体制の構築を図った。		地域福祉高齢課 障がい福祉課
市民後見人の確保と支援		・大阪府社協と連携し、市民後見人の養成や受任に向けて支援した。また、バンク登録者研修で情報共有を行うなど後見人同士の連携を促進した。		地域福祉高齢課
成年後見制度の利用促進		・本人や親族による後見申立てが困難、または適切でない場合に、「市長申立て」による手続きを迅速に行った。(市長申立て4件→4件)		地域福祉高齢課 障がい福祉課
日常生活自立支援事業との連携		・判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用についての相談・援助や日常的な金銭管理などを行い、安心して日常生活を送れるよう支援した。(相談1,461件→1,635件)		社会福祉協議会
参考指標	市民後見人のバンク登録者数	R4	R5	目標値(R7)
		12人	12人	20人
参考指標	中核機関の設置	R4	R5	目標値(R7)
		未設置	未設置	設置済

●施策の方向の評価

評価年度	評価	B	令和6年度からの重層的支援体制整備事業の本格稼働に向けて、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し体制の整備を進めた。また、令和6年度4月の中核機関（後見支援センター）開設に向けて、関係機関と体制づくりに関するワーキングや開設準備会を実施した。	
	課題	・多機関協働の取り組みの中で、連携は進んできたものの、さらなるつながりが必要。 ・後見支援センターを中心に専門職の連携を進めていく必要がある。	方向性	・重層的支援体制整備事業の本格稼働のタイミングで、仕組みの見直しをする。 ・後見支援センター開設後も、引き続きワーキングによる連携促進や課題検討を継続する。
参考・前年度	評価	B	重層的支援体制整備に向けた、移行準備事業を実施し、相談包括化推進員2名の配置や、連携の仕組みづくりなどを進めた。また、中核機関（後見支援センター）の設置準備に向けた検討を行った。	
	課題	・重層的支援体制整備事業に向けて、多機関の更なる連携が進む手法の検討が必要である。 ・令和6年度の中核機関（後見支援センター）設置に向けた準備が必要である。	方向性	・令和6年度に重層的支援体制整備事業の本格導入を目指し、より効果的な、連携体制の構築を図る。 ・令和6年度の中核機関（後見支援センター）設置に向けた準備を進める。
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない		

IV 安全・安心な暮らしを守る環境づくり	(1)災害時・緊急時対策の推進 (2)防犯対策の推進
近年、全国各地で大規模な災害が発生しており、安全・安心な暮らしを守るために日頃の見守り体制の構築や防災対策の充実が重要になっています。 避難行動要支援者の把握や日常的な見守り活動の促進などに併せ、地域での防災活動を支援するなど、災害などの緊急時でもひとり暮らし高齢者や障がい者などの安全が確保される環境づくりを進めます。 また、子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校や地域が連携した見守りのネットワークの充実を図るほか、罪を犯した人が社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう支援に取り組みます。	

●基本施策ごとの実施状況

(1)災害時・緊急時対策の推進				
ひとり暮らし高齢者や障がい者など、配慮を必要とする人を、日頃から地域で把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる体制を整備します。				
①災害時緊急時対策の充実				
主な取組		令和5年度実施状況		担当課
避難行動要支援者名簿の整備と支援体制の構築		・災害時等に支援が必要な人の名簿を自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉委員会などと共有し、日頃の見守りやつながりづくりを進めた。		危機管理課 障がい福祉課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
地域での見守り活動の促進		・地区(校区)福祉委員会、民生委員・児童委員、老人クラブなど地域での見守りとCSWや地域包括支援センターが連携して専門機関へのつなぎや相談などを実施した。		地域福祉高齢課 社会福祉協議会
福祉避難所の確保		・福祉センター錦溪苑の福祉避難所マニュアルを整備し、防災・避難訓練を実施した。		危機管理課 障がい福祉課 地域福祉高齢課 社会福祉協議会
自主防災組織の育成・支援		・防災リーダー121名のうち112名→120名のうち96名(活動を継続している方)に対し、フォローアップ講座を実施し、地域防災の中核となる人材を育成した。(49名→44名参加) ・住民主体のワークショップによりハザードマップや地域安全マップを作成した。(ハザードマップ2地区→2地区、地域安全マップ1小学校区→1小学校区)		危機管理課
災害ボランティアの養成		・災害ボランティアコーディネーター研修や災害ボランティアセンターに関する研修会に参加し、災害ボランティアを養成するための知見を広げた。		社会福祉協議会
参考指標	自主防災組織化率	R4	R5	目標値(R7)
		68.0%	68.3%	100.0%

(2)防犯対策の推進		
子どもたちを犯罪や事故から守るため、地域の自主防犯活動団体等の連携を強化し、見守り等のネットワークの充実を図ります。 高齢者や障がい者などが、振込詐欺をはじめとした様々な消費者被害にあわないよう、悪質商法の手口などの情報提供や相談対応の充実を図ります。 また、過去に罪を犯した人の地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。		
①防犯対策の充実		
主な取組	令和5年度実施状況	担当課
地域の防犯活動や見守り活動の充実	・防犯協議会を中心に犯罪状況に応じた防止策の推進、自主防犯活動推進事業、特殊詐欺被害防止の推進、広報・啓発活動などを実施した。	危機管理課
【再掲】 孤立死や虐待防止等の見守り活動の促進	・地域住民や民間事業者と民生委員、CSWなどの支援者が連携し、地域における見守りを実施した。	地域福祉高齢課 社会福祉協議会
消費者被害防止の啓発と相談体制の充実	・広報紙やHPを活用した消費者啓発情報の発信や講座の開催など、意識啓発を進めた。(消費生活講座459人→301人受講) ・関係機関と連携を進め、消費生活相談体制の充実を図った。(相談790件→776件)	自治協働課
更生保護関係団体の支援	・保護司会や更生保護女性会の活動を支援し、犯罪・非行の未然防止、再犯防止の啓発に努めた。	社会福祉協議会
防犯に関する啓発の推進	・民生委員・児童委員や地区(校区)福祉委員会などと連携し、特殊詐欺防止などの周知啓発を行った。	社会福祉協議会
②再犯防止に向けた取り組み【再犯防止推進計画】		
主な取組	令和5年度実施状況	担当課
更生保護活動や啓発活動の充実	・保護司会や更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」として「街頭啓発」や「市民集会」を実施し、市民に向けた意識の高揚を図った。	地域福祉高齢課
【再掲】 人権啓発の推進	・「人権を考える市民の集い(講演会・映画上映)」を開催し、人権意識の啓発・高揚を図った。(参加者118人→145人) ・「人権講演会(映画上映・監督トークショー)」を実施した。(参加者151人) ・「職員人権研修(web研修含む)」を実施した。(参加者計685人→814人)	人権推進課
【再掲】 自立に向けた支援の充実	・就労支援や住居確保支援など自立に向けた支援を実施した。 ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の相談や日常的な金銭管理などを実施した。	生活福祉課 障がい福祉課 産業観光課 都市計画課 社会福祉協議会
保健医療・福祉的支援の充実	・誰もが必要な時に必要な福祉的支援を受けれるよう各種相談事業や生活福祉資金の貸し付けなどを実施した。	生活福祉課 障がい福祉課 地域福祉高齢課 こども子育て課 社会福祉協議会
【再掲】 生活困窮の自立に向けた支援	・生活の安定と自立を図るため就労支援を行い、10人→14人の就労につなげた。	生活福祉課 社会福祉協議会

●施策の方向の評価

評価年度	評価	B	地域防災リーダーの育成が少しずつ進み、市民全体の災害に対する防災・減災への意識が高まってきている。 また、個別避難計画の策定に向けて市内での情報共有を図った。	
	課題	・個別避難計画策定に向けた具体的な方策が必要である。	方向性	・個別避難計画策定に向けて、具体的な方策を決定する。
参考・前年度	評価	B	福祉避難所に指定されている福祉センター錦溪苑の福祉避難所マニュアルを整備するとともに、小山田地域福祉センター、清見台地域福祉センターの福祉避難所マニュアルに関する検討を進めた。 また、個別避難計画の策定に向けて市内での情報共有を図った。	
	課題	・個別避難計画策定に向けた市内連携および情報収集が必要である。 ・福祉避難所マニュアルの検討、整備が必要である。	方向性	・個別避難計画策定に向けて検討を進め、関係者が連携できるような体制づくりを進める。 ・福祉避難所マニュアルの整備を進める。
評価基準について		A: 目標達成に向けて予想以上の水準で進んでいる B: 目標達成に向けておおむね順調に進んでいる C: 目標達成に向けて一部成果が表れつつある D: 目標達成に向けて進んでいるものの、やや遅れ気味である E: 目標達成に向けて成果がみられない		

第5次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定について

<策定の趣旨>

これまで、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」2つの計画を一体的に策定し、共通の理念、共通の基盤のもと車の両輪のように密接に連携しながら地域福祉の推進に向けて様々な施策や事業を展開してきた。

令和8年3月に計画期間が満了するにあたり、次期計画についても「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を一体のものとして、地域共生社会の実現に向けた取り組みを明示するもの。

<計画の位置づけ>

社会福祉法第107条に基づいて、高齢福祉、障がい福祉、児童福祉など、福祉の各分野の上位計画として位置づけられるもの。

また、「成年後見利用促進計画」、「再犯防止推進計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、本市における福祉施策の総合的な計画として策定する。

<計画の期間>

令和8年度から令和12年度（5年間）

<計画策定に向けた意識調査など>

- ・市民アンケート（20歳以上の市民から無作為抽出）
- ・福祉委員意識調査（福祉委員及び協力員）

<今後のスケジュール>

- 令和7年1～3月 地域ワークショップ1回目（13小学校区）
- 6～7月 地域ワークショップ2回目（13小学校区）
- 8～9月 地域福祉推進協議会（素案確認）
- 11月 福祉教育常任委員協議会
- 12月 パブリックコメント実施
- 2月 地域福祉推進協議会（最終案確認）
- 3月 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定

＜施策体系（案）＞

【基本理念】

つながり・支えあいが広がる かわちながの
～「ほっとかへん」をめざしたまちづくり～

めざす姿	施策の方向
孤立をつくらない 地域社会	孤立を生まないアプローチ ・身近な支援の推進 ・地域の支援者と専門職による連携 ・専門職によるアプローチと参加支援 ・相談支援の充実 ・権利擁護の推進 （成年後見利用促進計画） ・分野を超えた連携促進
つながり広がる 地域社会	つながり続けるアプローチ ・つながる機会づくり （話し合いの場、見守り活動、 居場所づくり、支え合い活動） ・多様な主体の連携促進 ・福祉教育の推進
安心して暮らせる 地域社会	もしもに備えたアプローチ ・防災対策 ・防犯対策 （再犯防止推進計画）



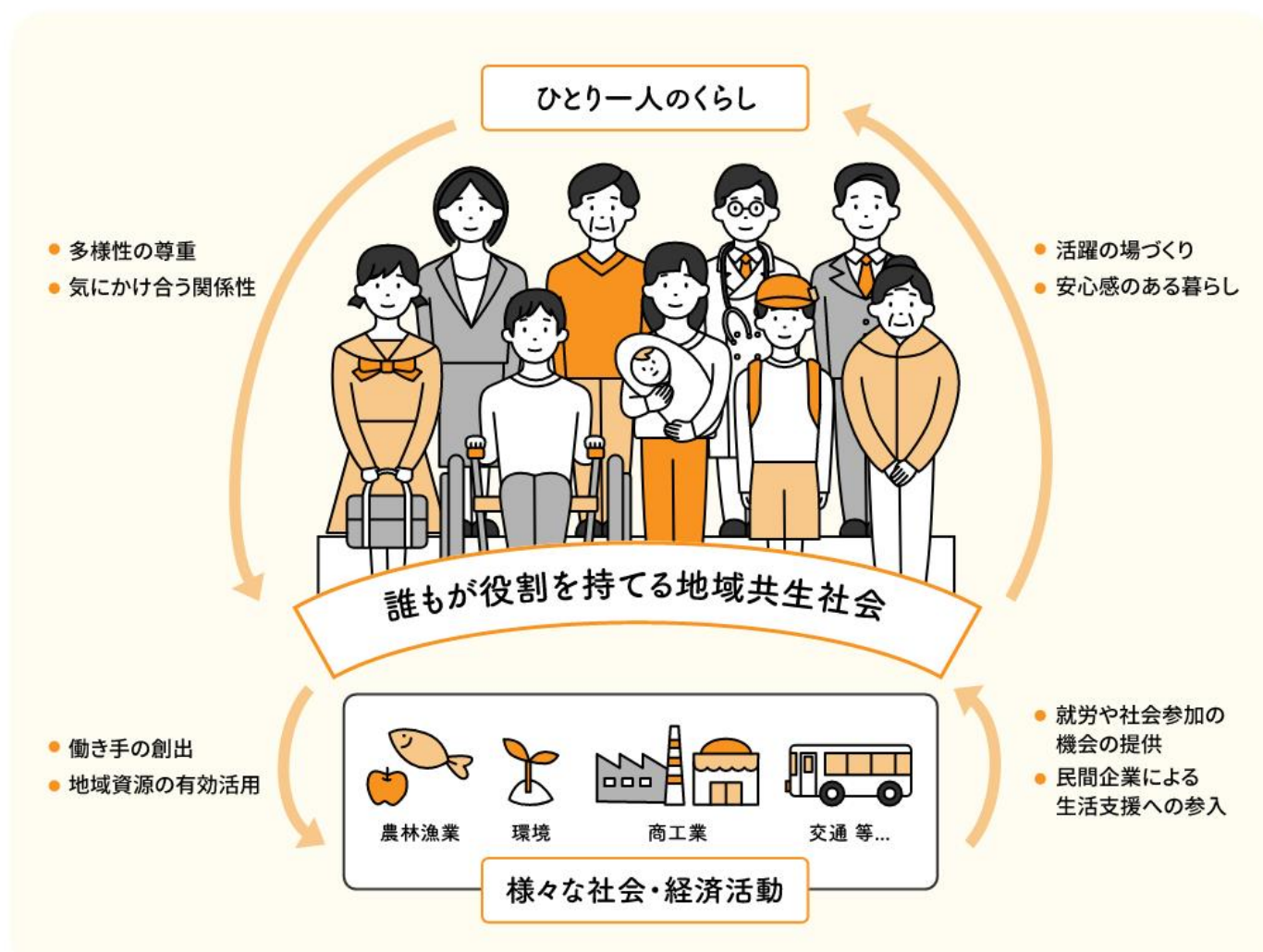
小学校区ごとの地域福祉活動目標
（それぞれの地域で取り組むこと）

☆計画策定のポイント

- ・「つながり」を社会的なインフラと捉え、その充実を図る
- ・地域共生社会の要である「分野ごとの縦割りを超えて」「支えて受け手の関係を超えて」「多様な主体の参画」の実践をめざす
- ・より多くの人が地域福祉を知り、興味を持ってもらえるよう「見せる」計画に

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が
世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



< 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト より >